令和４年７月１日（金）

報道関係資料

１　福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について
　　（令和４年５月分）

２　福岡労働局のイベント等予定・トピックス
（１）ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン
（２）第 95 回全国安全週間～　安全は　急がず　焦らず　怠らず　～

３　新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組（令和４年６月時点）

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和４年７月１日
【照会先】職業安定部 職業安定課
課　長　　伊藤　欣文
地方労働市場情報官　木田　雄一
（直通電話）092（434）9801

雇用失業情勢（令和４年５月分）について

概　要

■　**現下の雇用失業情勢は、求人の改善傾向は続いているものの、一部に厳しさもみられ、新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響に留意する必要がある。**

- **有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．１３倍で、前月を０．０４ポイント上回った。**
  有効求人数（季節調整値）は前月に比べ４．５％増加した。
  有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．７％増加した。
- **新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は２．１５倍で、前月を０．１５ポイント上回った。**
  新規求人数（季節調整値）は前月に比べ６．０％増加した。
  新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ１．４％減少した。
- **新規求人数（原数値）は対前年同月比１９．１％増と、１５か月連続で増加した。**
- **新規求職者数（原数値）は対前年同月比２０．６％増と、２か月ぶりに増加した。**

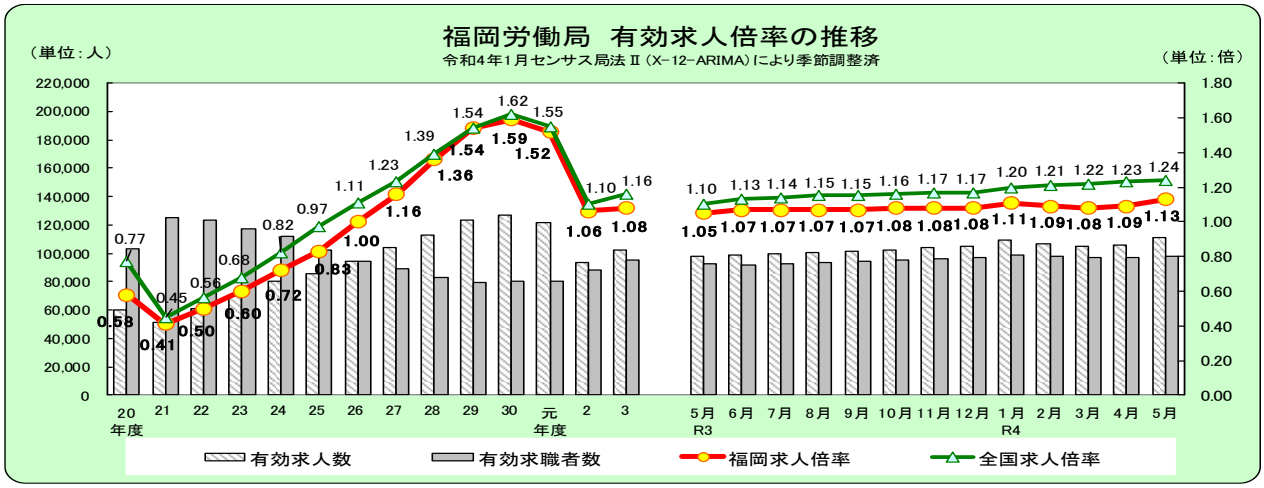

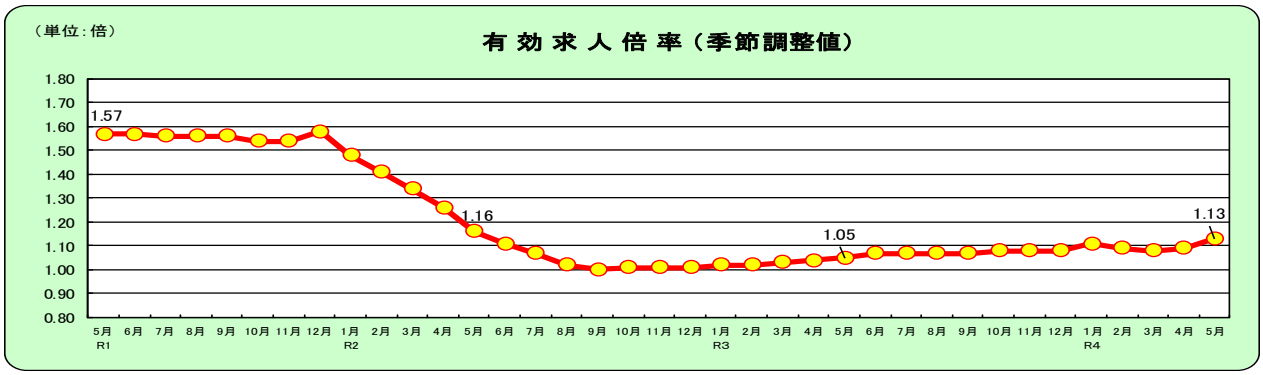

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	1.09	1.13										
3年度	1.04	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08
2年度	1.26	1.16	1.11	1.07	1.02	1.00	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03

1.数値は季節調整値である。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

注）本公表資料おける有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、本局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。
注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

１　新規求人数の動向（原数値）【表１、表２、表６】

○　新規求人数は３７，６２８人で対前年同月比１９．１％増と１５か月連続で前年同月を上回った。

○　産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種は、建設業が１７か月連続、製造業が１６か月連続、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が１５か月連続、卸売業・小売業が７か月連続、宿泊・飲食サービス業が３か月連続、生活関連サービス業・娯楽業、学術研究・専門・技術サービス業、運輸業・郵便業が２か月連続、金融業・保険業が３か月ぶり、不動産業・物品賃貸業が２か月ぶりの増加となった。

　減少した業種では、情報通信業が２か月連続の減少となった。

○　事業所規模別（前年同月比）にみると、１，０００人以上規模では減少したものの、９９９人以下の事業所からの求人が増加した。（P６）

産業別新規求人数（対前年同月比）

○　建設業	（　6.5　％）	○　製造業	（　31.0　％）
○　情報通信業	（▲ 10.8　％）	○　運輸業、郵便業	（　35.1　％）
○　卸売業、小売業	（　25.0　％）	○　金融業、保険業	（　28.1　％）
○　不動産業、物品賃貸業	（　3.3　％）	○　学術研究、専門技術サービス業	（　33.9　％）
○　宿泊業、飲食サービス業	（　4.5　％）	○　生活関連サービス業、娯楽業	（　39.2　％）
○　医療、福祉	（　15.0　％）	○　サービス業（他に分類されないもの）	（　34.2　％）

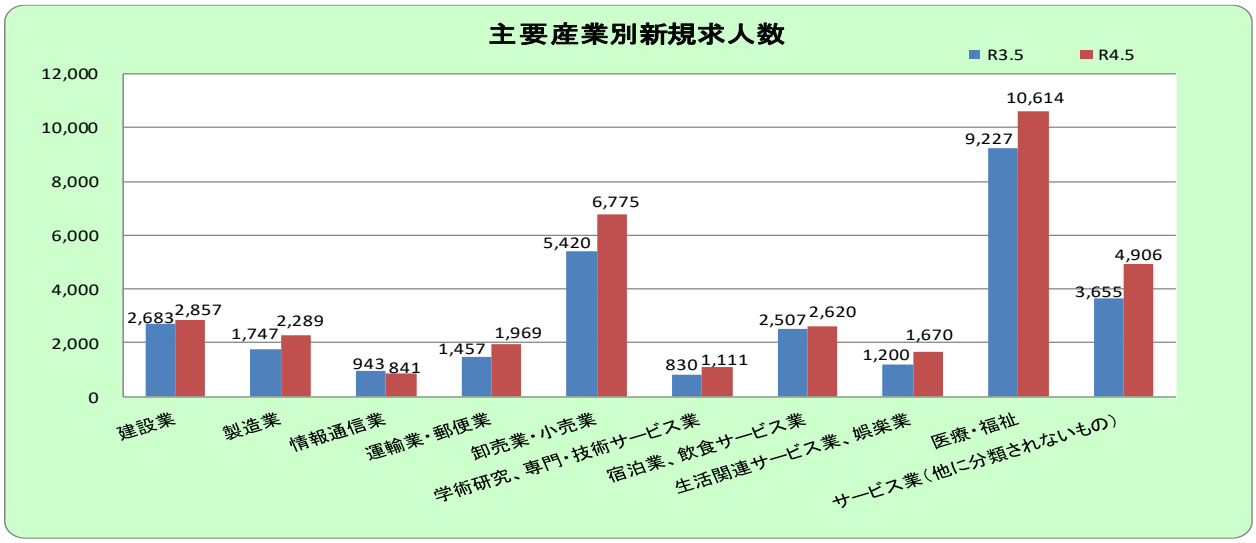

≪参考≫■新規求人数（季節調整値）の推移

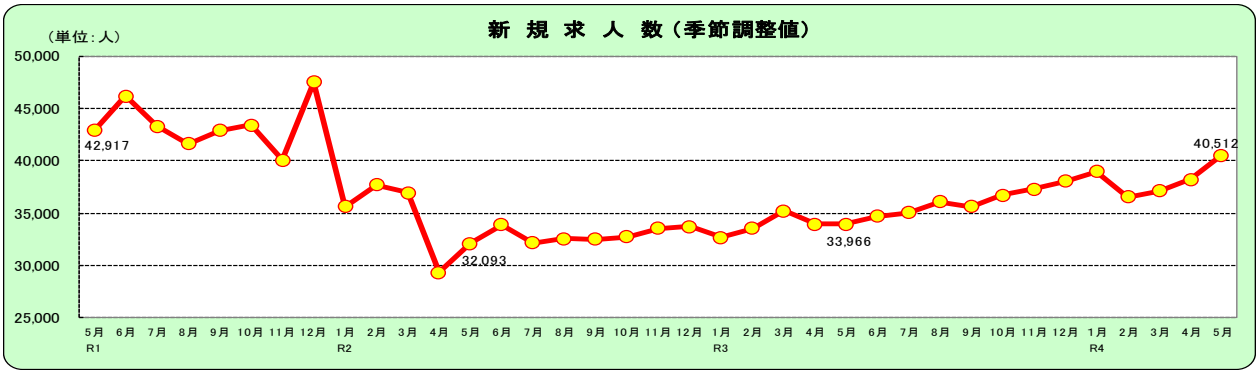

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	38,224	40,512										
3年度	33,928	33,966	34,713	35,023	36,079	35,615	36,711	37,284	38,036	38,992	36,519	37,098
2年度	29,300	32,093	33,866	32,122	32,570	32,517	32,737	33,543	33,690	32,683	33,522	35,185
元年度	43,687	42,917	46,183	43,297	41,653	42,908	43,419	40,089	47,530	35,608	37,673	36,959

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和3年12月以前の数値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改定。

２　新規求職者の動向（原数値）【表１、表３、表４、表６】

○　新規求職者（パートを含む）は２０，２０５人で、対前年同月比２０．６％増と、２か月ぶりに前年同月を上回った。

なお、男性求職者は対前年同月比２５．３％、女性求職者は同１７．２％それぞれ増加した。

また、年齢別では全ての年齢層で前年同月を上回った。（P７）

○　新規常用求職者（パートを含む）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比１５．８％増（４か月ぶり）、うち事業主都合は同１２．４％増（１３か月ぶり）、自己都合は同１６．３％増（２か月連続）となり、在職者は同２４．９％増（１６か月連続）、無業者は同５０．７％増（８か月連続）となった。

新規常用求職者の推移（パートを含む）

	求職者数（合計）	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者						無業者	
				前年同月比		前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比		前年同月比
30年度計	230,213	▲ 1.9	60,478	▲ 5.4	147,521	0.6	35,849	4.4	103,075	▲ 1.0	22,214	▲ 7.8
元年度計	223,840	▲ 2.8	56,119	▲ 7.2	148,010	0.3	36,306	1.3	103,007	▲ 0.1	19,711	▲ 11.3
2年度計	215,439	▲ 3.8	49,867	▲ 11.1	148,683	0.5	43,408	19.6	97,005	▲ 5.8	16,889	▲ 14.3
3年度計	221,747	2.9	57,762	15.8	144,686	▲ 2.7	35,214	▲ 18.9	99,796	2.9	19,299	14.3
3年　5月	16,680	▲ 3.3	3,622	18.0	11,682	▲ 11.4	2,963	▲ 33.1	7,973	▲ 1.3	1,376	39.1
6月	17,865	▲ 9.7	4,358	4.4	11,718	▲ 16.2	2,810	▲ 35.1	8,263	▲ 8.3	1,789	9.8
7月	17,225	▲ 3.6	4,426	12.1	11,384	▲ 8.8	2,835	▲ 29.9	7,832	0.3	1,415	▲ 2.3
8月	17,182	5.9	4,754	26.6	11,015	0.5	2,504	▲ 19.5	7,737	6.2	1,413	▲ 6.4
9月	17,808	4.7	4,724	22.5	11,584	▲ 0.5	2,524	▲ 23.8	8,337	7.8	1,500	▲ 0.3
10月	18,668	▲ 2.2	4,603	10.0	12,386	▲ 6.9	3,012	▲ 23.4	8,575	▲ 0.6	1,679	5.6
11月	16,272	8.9	4,374	23.2	10,440	2.6	2,391	▲ 9.7	7,381	5.4	1,458	18.9
12月	14,301	6.6	4,378	20.0	8,769	0.0	2,042	▲ 11.5	6,215	3.9	1,154	15.2
4年　1月	20,323	12.3	6,081	21.9	12,694	7.0	2,753	▲ 8.2	9,139	11.1	1,548	24.0
2月	18,310	0.0	6,035	6.0	10,701	▲ 4.2	2,203	▲ 20.7	7,806	0.6	1,574	9.2
3月	20,751	0.5	6,205	7.9	12,217	▲ 4.2	2,532	▲ 17.1	8,893	▲ 0.5	2,329	8.4
4月	25,912	▲ 1.7	4,489	6.8	19,325	▲ 3.8	5,847	▲ 12.0	11,834	1.6	2,098	1.6
5月	20,125	20.7	4,524	24.9	13,527	15.8	3,331	12.4	9,272	16.3	2,074	50.7

≪参考≫■新規求職者数（季節調整値）の推移

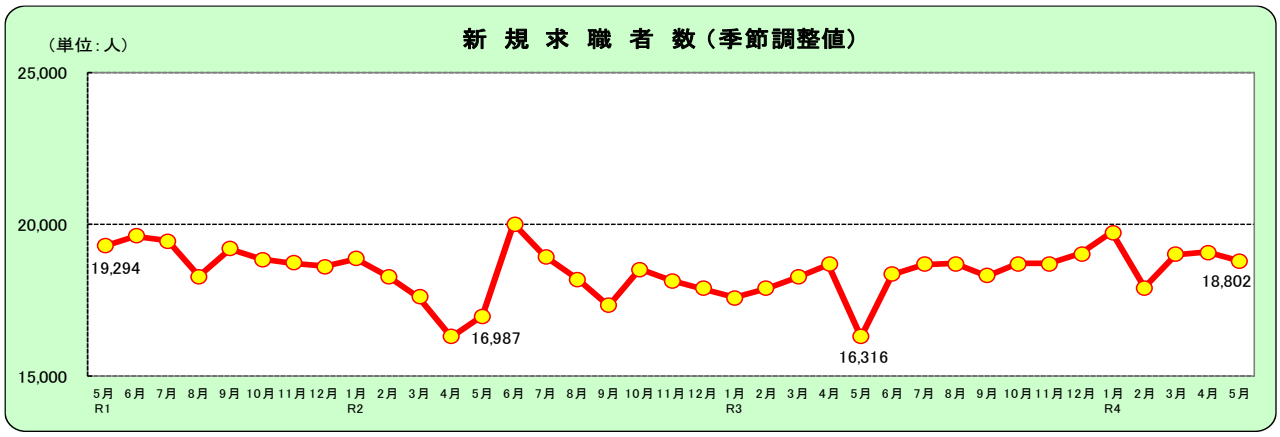

新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	19,077	18,802										
3年度	18,695	16,316	18,373	18,688	18,713	18,305	18,713	18,709	19,033	19,747	17,917	19,007
2年度	16,304	16,987	20,028	18,950	18,197	17,327	18,537	18,153	17,893	17,598	17,895	18,270
元年度	18,764	19,294	19,612	19,454	18,299	19,209	18,852	18,733	18,611	18,868	18,290	17,613

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和3年12月以前の数値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改定。

３ 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○　正社員有効求人倍率は０．７９倍となり、前年同月を０．０４ポイント上回った。

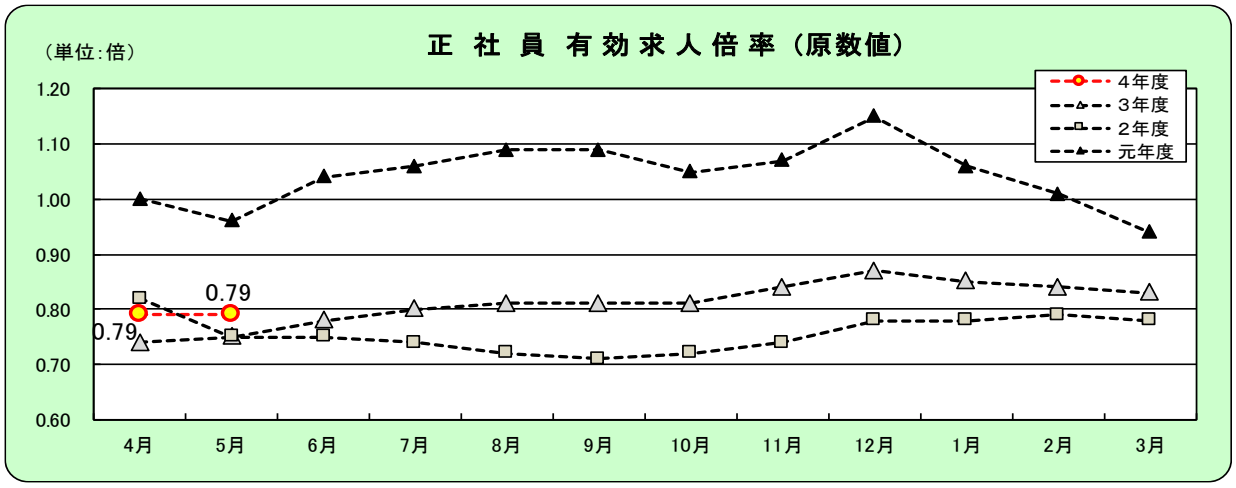

正社員 有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
４年度	0.79	0.79										
３年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81	0.81	0.81	0.84	0.87	0.85	0.84	0.83
２年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78
元年度	1.00	0.96	1.04	1.06	1.09	1.09	1.05	1.07	1.15	1.06	1.01	0.94

数値は原数値である。

注）　正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

４ 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表６】

○　有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は１．０１倍で０．０４ポイント、北九州地域は１．０２倍で０．０６ポイント、筑豊地域は１．０７倍で０．０９ポイント、筑後地域は１．１９倍で０．１６ポイントそれぞれ前年同月を上回った。

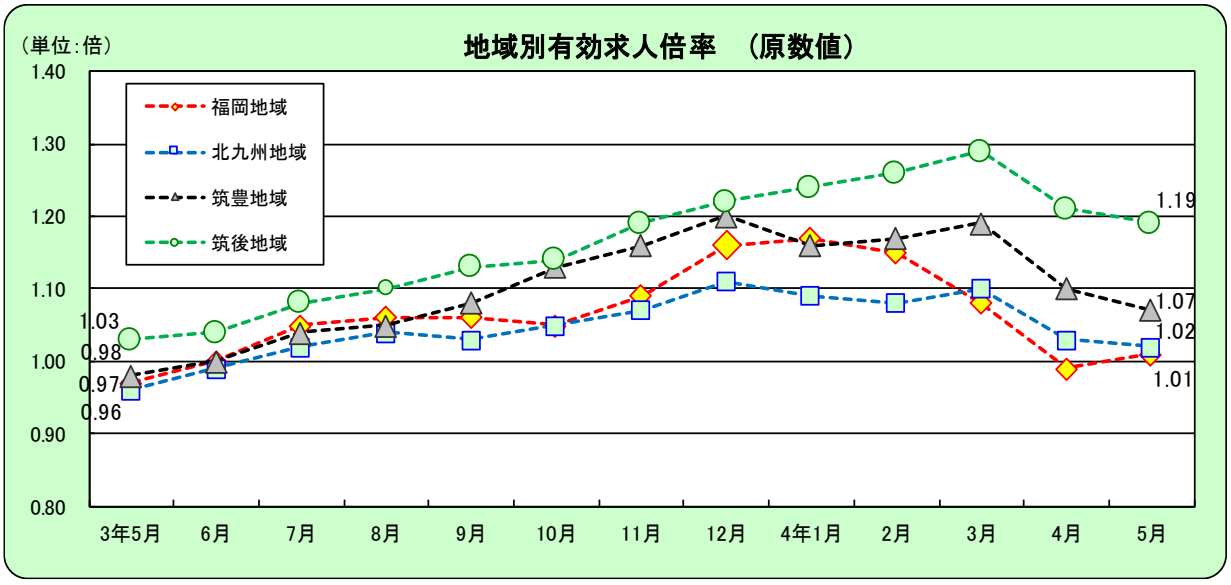

地域別 有効求人倍率	3年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月
福岡地域	0.97	1.00	1.05	1.06	1.06	1.05	1.09	1.16	1.17	1.15	1.08	0.99	1.01
北九州地域	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	1.05	1.07	1.11	1.09	1.08	1.10	1.03	1.02
筑豊地域	0.98	1.00	1.04	1.05	1.08	1.13	1.16	1.20	1.16	1.17	1.19	1.10	1.07
筑後地域	1.03	1.04	1.08	1.10	1.13	1.14	1.19	1.22	1.24	1.26	1.29	1.21	1.19

数値は原数値である。

表１　一般職業紹介状況

令和4年5月

		4年 5月	4年 4月	3年 5月	対前月 増減率、差 （%、ポイント）	原数値 対前年同月 増減率、差 （%、ポイント）	季節調整値 対前月 増減率、差 （%、ポイント）
全数	1　月間有効求職者数（人）	97,779 104,223	97,091 103,033	92,889 98,293	1.2	6.0	0.7
	2　新規求職申込件数（件）	18,802 20,205	19,077 26,035	16,316 16,750	-22.4	20.6	-1.4
	3　月間有効求人数　（人）	110,813 109,040	106,075 107,666	97,849 96,017	1.3	13.6	4.5
	4　新規求人数　（人）	40,512 37,628	38,224 37,456	33,966 31,600	0.5	19.1	6.0
	5　就職件数　（件）	4,624	4,746	4,597	-2.6	0.6	—
	6　有効求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	1.13	1.09	1.05	—	—	0.04
	7　新規求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	2.15	2.00	2.08	—	—	0.15
一般	1　月間有効求職者数（人）	63,807	63,866	61,291	-0.1	4.1	
	2　新規求職申込件数（件）	12,520	15,762	10,493	-20.6	19.3	
	3　月間有効求人数　（人）	64,484	64,838	58,763	-0.5	9.7	
	4　新規求人数　（人）	21,168	22,260	18,927	-4.9	11.8	
	5　就職件数　（件）	2,559	2,710	2,560	-5.6	0.0	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.01	1.02	0.96	-0.01	0.05	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	1.69	1.41	1.80	0.28	-0.11	
パート	1　月間有効求職者数（人）	40,416	39,167	37,002	3.2	9.2	
	2　新規求職申込件数（件）	7,685	10,273	6,257	-25.2	22.8	
	3　月間有効求人数　（人）	44,556	42,828	37,254	4.0	19.6	
	4　新規求人数　（人）	16,460	15,196	12,673	8.3	29.9	
	5　就職件数　（件）	2,065	2,036	2,037	1.4	1.4	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.10	1.09	1.01	0.01	0.09	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	2.14	1.48	2.03	0.66	0.11	

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。
ただし「全数」１～４欄上段及び６、７欄は季節調整値。
季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（令和４年２月改定済み）

表２　産業別、規模別一般新規求人状況

令和4年5月

	全　数	パート除く	パートタイム	対前年増減率（%） 全　数	パート除く	パートタイム
合　計	37,628	21,168	16,460	19.1	11.8	29.9
A、B　農林漁業	93	41	52	-13.9	-8.9	-17.5
C　鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	0	60.0	60.0	----
（052　石炭・亜炭鉱業）	0	0	0	----	----	----
D　建設業	2,857	2,623	234	6.5	2.1	103.5
（06　総合工事業）	1,327	1,209	118	-0.2	-5.0	107.0
E　製造業	2,289	1,651	638	31.0	21.1	66.1
09　食料品製造業	600	262	338	20.0	-13.0	69.8
10　飲料・たばこ・飼料製造業	27	10	17	3.8	-37.5	70.0
11　繊維工業	55	28	27	83.3	47.4	145.5
12　木材・木製品製造業	34	32	2	-8.1	-3.0	-50.0
13　家具・装備品製造業	49	39	10	-2.0	-15.2	150.0
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	29	22	7	-23.7	-21.4	-30.0
15　印刷・同関連業	32	24	8	-25.6	-7.7	-52.9
16　化学工業	177	151	26	96.7	93.6	116.7
17　石油製品・石炭製品製造業	17	17	0	112.5	112.5	-100.0
18　プラスチック製品製造業	101	63	38	44.3	16.7	137.5
19　ゴム製品製造業	47	45	2	370.0	350.0	----
21　窯業・土石製品製造業	113	102	11	44.9	45.7	37.5
22　鉄鋼業	118	112	6	90.3	80.6	----
23　非鉄金属製造業	10	10	0	-28.6	-28.6	----
24　金属製品製造業	312	285	27	46.5	46.9	42.1
25　はん用機械器具製造業	187	148	39	8.7	-6.9	200.0
26　生産用機械器具製造業	98	88	10	19.5	18.9	25.0
27　業務用機械器具製造業	28	26	2	16.7	18.2	0.0
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	10	1	-21.4	66.7	-87.5
29　電気機械器具製造業	89	62	27	-11.9	-22.5	28.6
30　情報通信機械器具製造業	9	3	6	350.0	----	200.0
28,30　ハードウエア製造関係	20	13	7	25.0	116.7	-30.0
31　輸送用機械器具製造業	98	85	13	92.2	97.7	62.5
（311　自動車・同附属品）	79	68	11	132.4	134.5	120.0
（313　船舶製造・修理業、舶用機関）	5	4	1	-37.5	-50.0	----
（273,274,275,323　精密機械器具等）	25	23	2	19.0	21.1	0.0
（275　光学機械器具・レンズ）	0	0	0	----	----	----
（323　時計・同部分品）	0	0	0	-100.0	-100.0	----
20,32　その他の製造業	48	27	21	50.0	28.6	90.9
F　電気・ガス・熱供給・ 水道業	28	22	6	16.7	0.0	200.0
G　情報通信業	841	745	96	-10.8	-6.6	-33.8
（39　情報サービス業）	667	594	73	-8.5	-2.5	-39.2
H　運輸業、郵便業	1,969	1,578	391	35.1	32.7	45.9
I　卸売業、小売業	6,775	2,596	4,179	25.0	1.7	45.8
（50～55　卸売業）	1,226	859	367	19.4	27.8	3.4
（56～61　小売業）	5,549	1,737	3,812	26.3	-7.7	51.8
（56　各種商品小売業）	2,331	18	2,313	108.9	-95.8	236.7
J　金融業、保険業	178	96	82	28.1	-1.0	95.2
K　不動産業、物品賃貸業	634	424	210	3.3	7.3	-4.1
（70　物品賃貸業）	192	143	49	-13.5	-13.9	-12.5
L　学術研究、専門・技術サービス業	1,111	798	313	33.9	36.4	27.8
（73　広告業）	93	74	19	138.5	184.6	46.2
M　宿泊業、飲食サービス業	2,620	763	1,857	4.5	-3.0	8.0
（75　宿泊業）	228	52	176	115.1	85.7	125.6
（76　飲食店）	2,026	685	1,341	-3.5	-6.9	-1.7
N　生活関連サービス業、娯楽業	1,670	830	840	39.2	30.9	48.4
O　教育、学習支援業	577	295	282	-11.4	-5.8	-16.6
P　医療、福祉	10,614	5,951	4,663	15.0	16.9	12.7
（83　医療業）	4,121	2,587	1,534	29.1	29.9	27.9
（85　社会保険・社会福祉・介護事業）	6,481	3,357	3,124	7.7	8.9	6.5
Q　複合サービス事業	261	100	161	169.1	122.2	209.6
R　サービス業（他に分類されないもの）	4,906	2,571	2,335	34.2	11.1	74.3
S、T　公務・その他	197	76	121	-32.8	-38.7	-28.4
事業所規模｜4人以下	6,755	3,552	3,203	23.2	7.4	47.3
事業所規模｜5～29	17,606	10,143	7,463	12.3	11.0	14.2
事業所規模｜30～99	7,902	4,950	2,952	21.8	17.7	29.5
事業所規模｜100～299	4,040	1,886	2,154	37.2	4.5	88.9
事業所規模｜300～499	469	295	174	55.3	32.9	117.5
事業所規模｜500～999	589	222	367	99.0	36.2	175.9
事業所規模｜1000人以上	267	120	147	-35.7	41.2	-55.5

表３　一般求職者内訳

		4年5月	4年4月	3年5月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求職者		※　20,205	※　26,035	※　16,750	20.6
	男	8,424	11,058	6,721	25.3
	女	11,739	14,952	10,018	17.2
	うち受給者	6,707	9,323	6,003	11.7
有効求職者		※　104,223	※　103,033	※　98,293	6.0
	男	46,991	46,563	42,938	9.4
	女	57,073	56,338	55,254	3.3
	うち受給者	39,268	38,262	43,332	-9.4

※　求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表４　年齢別常用新規・有効の求職状況

		4年5月	4年4月	3年5月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求人		32,057	34,239	27,458	16.7
新規求職		20,125	25,912	16,680	20.7
	２９歳以下	4,266	5,080	3,480	22.6
	３０～４４歳	5,657	6,581	4,839	16.9
	４５～５４歳	3,798	4,514	3,221	17.9
	５５歳以上	6,404	9,737	5,140	24.6
新規求人倍率（受理地別）		1.59	1.32	1.65	-0.06
有効求人		96,922	96,202	84,119	15.2
有効求職		103,832	102,651	97,995	6.0
	２９歳以下	20,680	19,617	18,849	9.7
	３０～４４歳	28,770	28,507	27,656	4.0
	４５～５４歳	20,366	20,704	19,642	3.7
	５５歳以上	34,016	33,823	31,848	6.8
有効求人倍率（受理地別）		0.93	0.94	0.86	0.07

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む。（原数値）

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和4年5月

		4年5月	4年4月	3年5月	対前年同月増減率（%、ポイント）
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 （人）	63,679	63,737	61,202	4.0
	2 新規求職申込件数 （件）	12,490	15,724	10,472	19.3
	3 月間有効求人数 （人）	60,988	60,893	55,549	9.8
	4 新規求人数 （人）	20,055	21,114	17,963	11.6
	5 就職件数 （件）	2,449	2,595	2,470	-0.9
	6 充足数 （件）	2,513	2,661	2,518	-0.2
	7 有効求人倍率（受理地別）(3/1)(倍)	0.96	0.96	0.91	0.05
	8 新規求人倍率（受理地別）(4/2)(倍)	1.61	1.34	1.72	-0.11
	9 就職率（5/2×100）（%）	19.6	16.5	23.6	-4.0
	10 充足率（6/4×100）（%）	12.5	12.6	14.0	-1.5
正社員	11 月間有効求人数 （人）	50,076	50,064	45,785	9.4
	12 新規求人数 （人）	16,515	17,276	14,734	12.1
	13 就職件数 （件）	2,012	2,108	2,032	-1.0
	14 充足数 （件）	2,050	2,147	2,053	-0.1
	15 有効求人倍率（受理地別）(11/1)(倍)	0.79	0.79	0.75	0.04
	16 充足率（14/12×100)(%)	12.4	12.4	13.9	-1.5
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数（人）	40,153	38,914	36,793	9.1
	18 新規求職申込件数 （件）	7,635	10,188	6,208	23.0
	19 月間有効求人数 （人）	35,934	35,309	28,570	25.8
	20 新規求人数 （人）	12,002	13,125	9,495	26.4
	21 就職件数 （件）	1,845	1,821	1,808	2.0
	22 充足数 （件）	1,908	1,955	1,894	0.7
	23 有効求人倍率（受理地別）(19/17)(倍)	0.89	0.91	0.78	0.11
	24 新規求人倍率（受理地別）(20/18)(倍)	1.57	1.29	1.53	0.04
	25 就職率（21/18×100）(%)	24.2	17.9	29.1	-4.9
	26 充足率（22/20×100）(%)	15.9	14.9	19.9	-4.0

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6　雇用失業情勢主要指標（福岡県）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和３年度											令和４年度	
						5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率（受理地別）	全国	1.62	1.55	1.10	1.16	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24
		0.08	▲ 0.07	▲ 0.45	0.06	0.01	0.03	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01
	福岡県	1.59	1.52	1.06	1.08	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08	1.09	1.13
		0.05	▲ 0.07	▲ 0.46	0.02	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.03	▲ 0.02	▲ 0.01	0.01	0.04
	福岡	1.75	1.67	1.08	1.07	0.97	1.00	1.05	1.06	1.06	1.05	1.09	1.16	1.17	1.15	1.08	0.99	1.01
		0.05	▲ 0.08	▲ 0.59	▲ 0.01	▲ 0.16	▲ 0.09	▲ 0.05	0.00	0.05	0.04	0.08	0.11	0.11	0.08	0.04	0.02	0.04
	北九州	1.44	1.37	1.00	1.04	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	1.05	1.07	1.11	1.09	1.08	1.10	1.03	1.02
		0.04	▲ 0.07	▲ 0.37	0.04	0.00	0.04	0.08	0.12	0.10	0.10	0.05	0.04	0.01	0.00	0.01	0.04	0.06
	筑豊	1.28	1.26	1.04	1.09	0.98	1.00	1.04	1.05	1.08	1.13	1.16	1.20	1.16	1.17	1.19	1.10	1.07
		0.03	▲ 0.02	▲ 0.22	0.05	▲ 0.04	0.00	0.03	0.08	0.09	0.14	0.13	0.10	0.06	0.03	0.07	0.12	0.09
	筑後	1.48	1.42	1.09	1.15	1.03	1.04	1.08	1.10	1.13	1.14	1.19	1.22	1.24	1.26	1.29	1.21	1.19
		0.05	▲ 0.06	▲ 0.33	0.06	▲ 0.03	0.01	0.05	0.05	0.07	0.05	0.08	0.07	0.14	0.15	0.16	0.17	0.16
新規求人倍率（受理地別）	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27
		0.13	▲ 0.07	▲ 0.45	0.18	0.25	▲ 0.05	▲ 0.07	▲ 0.03	0.05	▲ 0.02	0.05	0.11	▲ 0.03	0.05	▲ 0.05	0.03	0.08
	福岡県	2.31	2.23	1.82	1.94	2.08	1.89	1.87	1.93	1.95	1.96	1.99	2.00	1.97	2.04	1.95	2.00	2.15
		0.09	▲ 0.08	▲ 0.41	0.12	0.27	▲ 0.19	▲ 0.02	0.06	0.02	0.01	0.03	0.01	▲ 0.03	0.07	▲ 0.09	0.05	0.15
有効求人数		127,341	121,931	93,284	102,173	96,017	97,269	97,105	99,062	100,686	102,472	104,284	104,827	107,492	107,990	110,327	107,666	109,040
		3.5	▲ 4.2	▲ 23.5	9.5	7.5	8.0	6.3	9.0	11.5	9.2	11.6	12.8	16.0	13.3	10.0	9.3	13.6
新規求人数		533,135	499,861	394,204	432,818	31,600	36,695	34,334	33,540	35,959	38,093	35,820	36,402	39,448	36,928	39,929	37,456	37,628
		2.4	▲ 6.2	▲ 13.8	9.8	4.2	4.2	6.7	11.8	8.8	7.4	14.8	13.7	18.5	7.9	5.5	9.9	19.1
有効求職者数		79,988	80,140	88,133	94,982	98,293	96,744	92,604	93,485	94,382	95,812	94,320	90,362	92,266	93,770	98,026	103,033	104,223
		0.2	0.2	10.0	7.8	17.9	11.8	6.0	5.1	4.3	2.7	4.0	4.5	7.0	6.7	4.9	3.3	6.0
新規求職者数		230,614	224,296	216,236	222,581	16,750	17,925	17,281	17,229	17,876	18,726	16,350	14,360	20,410	18,381	20,851	26,035	20,205
		▲ 1.9	▲ 2.7	▲ 3.6	2.9	▲ 3.3	▲ 9.7	▲ 3.7	5.8	4.8	▲ 2.2	9.0	6.6	12.4	0.1	0.7	▲ 1.5	20.6
就職件数		70,952	64,443	53,164	54,330	4,597	4,981	4,232	3,828	4,448	4,514	4,503	3,932	3,701	4,457	5,758	4,746	4,624
		▲ 6.5	▲ 9.2	▲ 17.5	2.3	29.6	4.8	▲ 9.4	▲ 2.3	1.9	▲ 7.2	5.7	▲ 2.0	2.6	▲ 1.3	▲ 10.2	▲ 11.8	0.6
雇用保険適用事業所数		92,177	92,993	94,731	96,818	96,258	96,546	96,786	96,849	96,490	96,723	96,917	97,031	97,189	97,446	97,655	97,869	98,146
		1.0	0.9	1.9	2.2	2.3	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.2	2.1	2.0	2.0
雇用保険被保険者数		1,720,331	1,749,147	1,769,489	1,774,518	1,779,985	1,783,085	1,781,722	1,779,145	1,777,909	1,774,524	1,776,581	1,776,594	1,769,029	1,765,332	1,766,784	1,760,236	1,776,932
		1.5	1.7	1.2	0.3	1.0	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2
資格取得者数		377,389	378,074	344,650	339,546	42,007	33,397	24,839	23,255	23,236	25,626	23,893	21,228	22,482	22,031	27,709	51,632	46,249
		▲ 1.7	0.2	▲ 8.8	▲ 1.5	▲ 8.2	▲ 2.1	▲ 4.9	2.5	▲ 1.4	▲ 2.1	6.6	▲ 6.3	4.1	▲ 1.2	6.4	3.6	10.1
資格喪失者数		354,057	353,251	330,242	335,828	25,879	25,422	25,489	25,836	24,958	28,051	22,114	20,155	29,681	25,261	26,603	58,677	29,092
		3.5	▲ 0.2	▲ 6.5	1.7	▲ 8.7	2.3	▲ 1.2	12.2	4.3	▲ 2.5	8.5	5.1	9.4	15.9	1.3	4.1	12.4
受給者実人員（一般）		19,162	19,517	22,673	21,336	20,945	23,287	23,881	24,462	22,867	21,369	21,132	20,165	19,443	18,633	18,529	18,052	19,998
		0.8	1.9	16.2	▲ 5.9	10.8	▲ 1.7	▲ 4.2	▲ 7.8	▲ 13.1	▲ 16.1	▲ 8.8	▲ 8.3	▲ 7.3	▲ 11.7	▲ 15.4	▲ 15.3	▲ 4.5
完全失業率	全国	2.4	2.3	2.9	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	※
	九州ブロック（福岡県）	－	－	－	－	3.2(3.2)		2.9(3.0)			2.6(2.8)			3.0(2.9)				※

（注）1.　求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値（令和4年2月改定）。完全失業率(全国)は季節調整値。※は公表翌月に記載。
2.　　は、前年同月比。　　は、前月比。
3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。
4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。
5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

（別紙）

九州・沖縄地域の雇用失業情勢
（令和４年５月分）

○有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．２１倍となり、前月を０．０３ポイント上回った。

・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ３．０％増と２か月連続で増加した。

・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．９％増と２か月連続で増加した。

○新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は２．１２倍となり、前月を０．１０ポイント上回った。

・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ３．３％増と３か月連続で増加した。

・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ１．６％減と２か月連続で減少した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ１７．９％増加した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ１３．８％増加した。

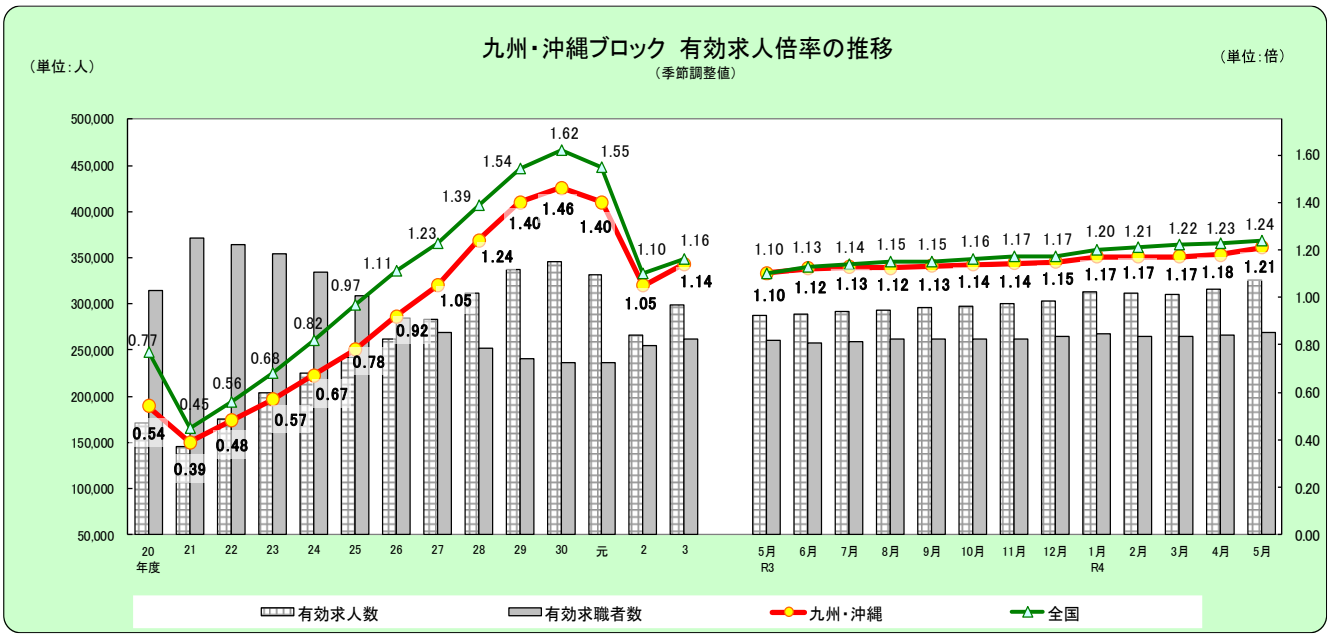

■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	1.18	1.21										
令和3年度	1.08	1.10	1.12	1.13	1.12	1.13	1.14	1.14	1.15	1.17	1.17	1.17
令和2年度	1.18	1.09	1.05	1.03	1.01	0.99	1.00	1.01	1.01	1.03	1.05	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.42	1.41	1.35	1.30	1.25

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	315,755	325,239										
令和3年度	283,106	287,434	288,864	291,968	293,813	296,264	297,658	300,400	303,870	313,754	311,821	310,284
令和2年度	274,232	255,679	254,782	258,526	261,072	258,103	264,820	269,772	270,826	273,117	273,834	277,313
令和元年度	346,404	346,713	348,633	347,104	342,421	340,787	334,934	331,943	331,070	317,865	309,296	293,551

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	266,811	269,222										
令和3年度	262,241	260,900	257,885	258,887	261,383	261,778	261,890	262,411	264,426	268,274	265,444	265,429
令和2年度	232,348	234,799	242,193	251,294	258,375	259,626	263,725	266,240	267,318	264,301	261,344	260,403
令和元年度	235,913	238,276	239,054	239,463	236,223	236,508	234,715	234,413	234,220	235,277	237,837	234,831

※数値は季節調整値。令和3年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

注）本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、九州・沖縄地域の各労働局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

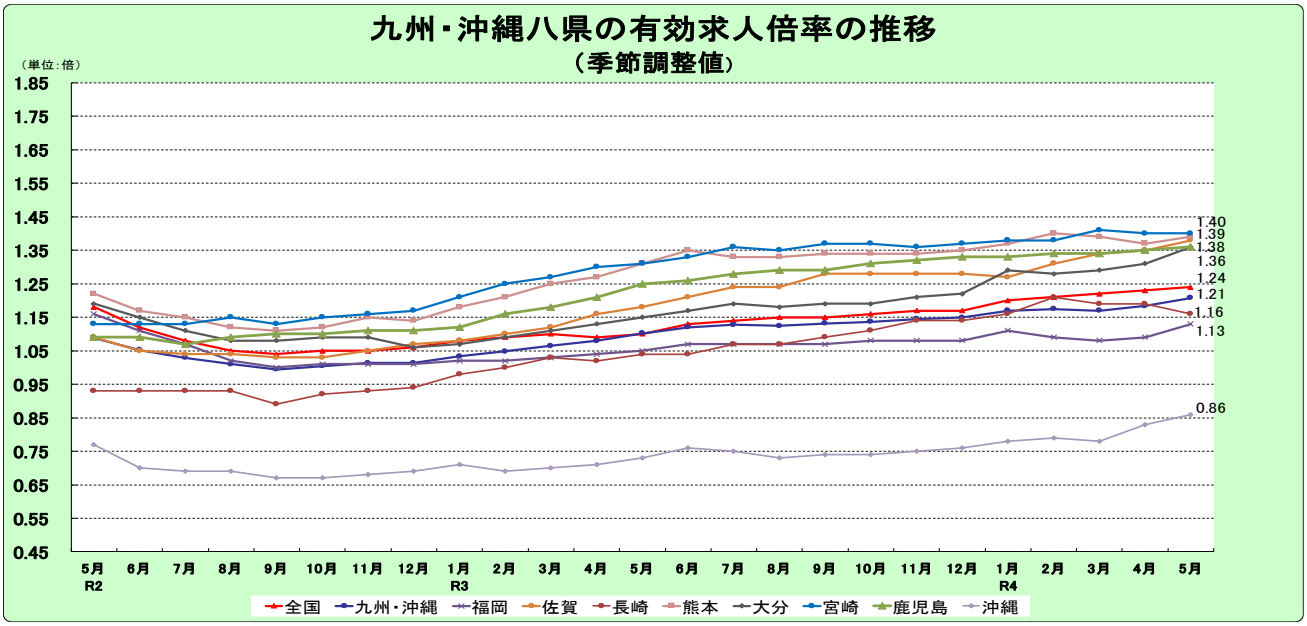

	R3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4年 1月	2月	3月	4月	5月	前月差
全国	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	**0.01**
九州・沖縄	1.10	1.12	1.13	1.12	1.13	1.14	1.14	1.15	1.17	1.17	1.17	1.18	1.21	**0.03**
福岡	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08	1.09	1.13	**0.04**
佐賀	1.18	1.21	1.24	1.24	1.28	1.28	1.28	1.28	1.27	1.31	1.34	1.35	1.38	**0.03**
長崎	1.04	1.04	1.07	1.07	1.09	1.11	1.14	1.14	1.16	1.21	1.19	1.19	1.16	**▲ 0.03**
熊本	1.31	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.35	1.37	1.40	1.39	1.37	1.39	**0.02**
大分	1.15	1.17	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.22	1.29	1.28	1.29	1.31	1.36	**0.05**
宮崎	1.31	1.33	1.36	1.35	1.37	1.37	1.36	1.37	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	**0.00**
鹿児島	1.25	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	**0.01**
沖縄	0.73	0.76	0.75	0.73	0.74	0.74	0.75	0.76	0.78	0.79	0.78	0.83	0.86	**0.03**

■産業別新規求人数の対前年同月比（九州・沖縄計）

建設業	（ 6.6 %）	製造業	（ 18.8 %）
情報通信業	（ 11.3 %）	運輸・郵便業	（ 22.5 %）
卸売・小売業	（ 16.3 %）	金融・保険業	（ 24.8 %）
不動産業	（ 13.3 %）	学術研究、専門・技術サービス業	（ 20.3 %）
宿泊業、飲食サービス業	（ 46.4 %）	生活関連サービス業、娯楽業	（ 34.1 %）
医療・福祉	（ 13.2 %）	サービス業（他に分類されないもの）	（ 23.7 %）

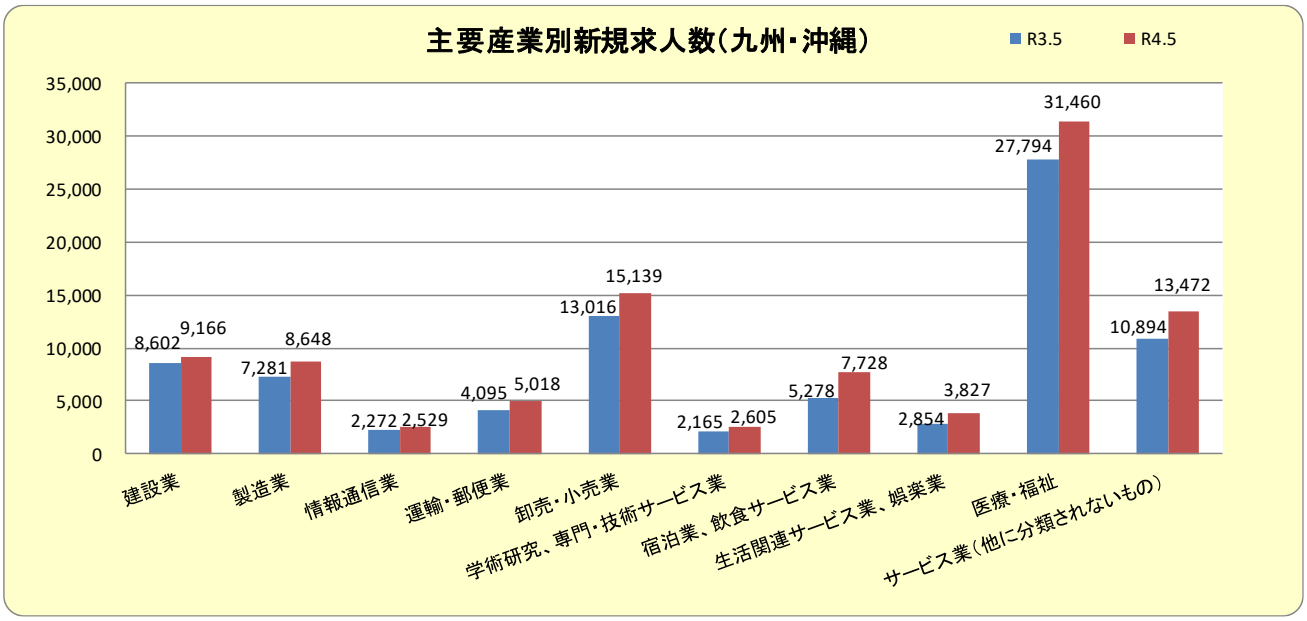

九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和4年5月

項　　目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合　計	
1 新規求職者数	人	20,205	20.6	3,481	19.3	5,511	8.8	6,024	11.2	4,353	13.0	4,565	5.5	7,398	7.7	5,910	12.1	57,447	13.8
季節調整値		18,802	▲ 1.4	3,545	0.3	5,428	▲ 0.7	5,804	▲ 3.2	4,353	0.1	4,326	▲ 5.5	7,126	1.5	5,734	▲ 4.1	55,118	▲ 1.6
2 新規求人数	人	37,628	19.1	6,074	15.5	9,007	19.2	12,920	16.8	8,658	22.3	9,048	5.5	14,918	15.2	8,811	30.8	107,064	17.9
季節調整値		40,512	6.0	6,874	▲ 8.8	10,145	6.8	14,478	10.8	9,167	▲ 4.6	9,451	▲ 8.5	16,245	3.3	10,205	9.3	117,077	3.3
3 有効求職者数	人	104,223	6.0	15,837	1.5	24,493	▲ 1.4	30,314	3.8	20,460	0.0	21,619	2.9	34,746	1.1	33,134	8.1	284,826	3.8
季節調整値		97,779	0.7	15,028	2.8	22,882	2.2	28,617	1.4	19,229	0.3	20,480	1.0	32,963	1.8	32,244	▲ 1.2	269,222	0.9
4 有効求人数	人	109,040	13.6	19,194	17.0	26,393	11.1	38,609	10.0	25,249	17.9	27,705	10.1	43,736	10.8	26,070	25.7	315,996	13.6
季節調整値		110,813	4.5	20,674	4.4	26,590	0.1	39,783	3.0	26,121	3.9	28,749	1.1	44,857	2.3	27,652	1.5	325,239	3.0
5 就職者数	人	4,624	0.6	1,271	6.2	1,997	1.1	1,948	▲ 0.2	1,680	0.2	1,704	▲ 1.1	2,548	▲ 4.6	1,856	13.2	17,628	1.1
6 紹介件数	件	15,612	▲ 3.9	3,293	11.7	5,335	▲ 2.2	4,690	▲ 0.3	4,000	▲ 6.0	4,203	▲ 3.5	6,361	▲ 2.2	4,165	▲ 15.2	47,659	▲ 3.5
7 新規求人倍率	倍	1.86	▲ 0.03	1.74	▲ 0.06	1.63	0.14	2.14	0.10	1.99	0.15	1.98	0.00	2.02	0.14	1.49	0.21	1.86	0.06
受理地別・季節調整値		2.15	0.15	1.94	▲ 0.19	1.87	0.13	2.49	0.31	2.11	▲ 0.10	2.18	▲ 0.08	2.28	0.04	1.78	0.22	2.12	0.10
8 有効求人倍率	倍	1.05	0.07	1.21	0.16	1.08	0.12	1.27	0.07	1.23	0.18	1.28	0.08	1.26	0.11	0.79	0.11	1.11	0.10
受理地別・季節調整値		1.13	0.04	1.38	0.03	1.16	▲ 0.03	1.39	0.02	1.36	0.05	1.40	0.00	1.36	0.01	0.86	0.03	1.21	0.03
9 雇用保険被保険者数	千人	1,777	▲ 0.2	241	▲ 0.4	363	▲ 1.1	496	▲ 0.6	333	▲ 0.3	301	▲ 0.7	463	0.2	446	0.2	4,420	▲ 0.3
10 雇用保険受給者実人員	人	19,998	▲ 4.5	3,077	0.8	4,925	▲ 1.1	6,163	▲ 11.5	4,606	▲ 11.5	3,897	▲ 8.8	5,940	▲ 5.7	5,244	▲ 7.4	53,850	▲ 6.2

（注）1　1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2　9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分（高年齢、特例を除き、短時間を含む）。

3　各県の左側は実数。右側は前年比（%・ポ）、ただし季節調整値は前月比（%・ポ）。

詳細内容

タイトル	STOP!熱中症　クールワークキャンペーン
日　　時	令和4年4月～令和4年9月末
場　　所	福岡労働局、管内各労働基準監督署
内　　容	労働局においては集合形式及び集合形式とオンライン形式のハイブリッド方式により、外部講師（医師）による熱中症セミナーを実施。昨年度熱中症の発生が多かった北九州西及び久留米労働基準監督署においては同様のセミナーを集合形式により実施。期間を通じて局、署において関係機関、災防団体をはじめ、あらゆる会議等の場面において熱中症対策リーフレットの配布と対策への取り組みを要請している。 ７月中にはyoutubeに熱中症対策動画への誘導を行う広告を設定する予定。
担 当 者	労働基準部　健康課　筒井壽生　TEL　092-411-4798

タイトル	第95回全国安全週間　～　安全は　急がず　焦らず　怠らず　～
日　　時	令和4年7月1日（金）から7日（木）
場　　所	
内　　容	全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全活動の定着を目的としています。今年で95回目となり、昭和3年（1928年）から一度も途切れることなく続いています。 6月の1か月間を準備期間として設定し、福岡労働局では、労働局長による高層ビル建築工事現場の安全パトロール、各労働基準監督署においては、労働安全に関する事業者への説明会などを実施しております。
担 当 者	労働基準部　安全課　奥薗・植村　　TEL 092-411-4865

タイトル	
日　　時	
場　　所	
内　　容	
担 当 者	

STOP！ 熱中症

令和４年５月～９月

クールワークキャンペーン

― 熱中症予防対策の徹底を図りましょう ―

職場における熱中症で亡くなる人は、平成24年から令和３年までの10年間、全国で200人以上にのぼり、毎年400人以上が４日以上仕事を休んでいます。

●実施期間：令和４年5月1日から9月30日まで（準備期間令和４年４月、重点取組期間令和４年７月）

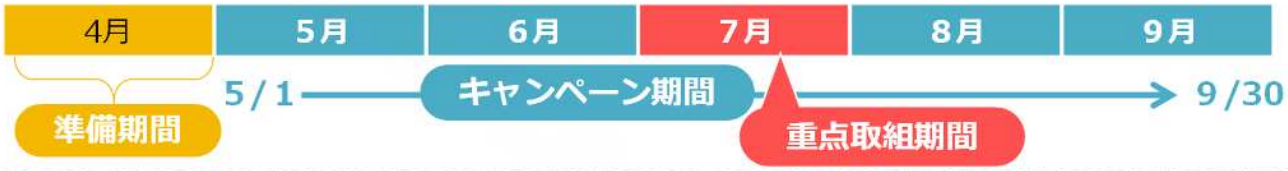

「熱中症」とは高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害を総称した疾病で、重篤な場合死に至る恐ろしい疾病です。

福岡県下の熱中症の発生状況の推移（平成24年～令和３年）

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年(元年)	2年	3年
17 （1）	35 （1）	9	13 （1）	30 （2）	42	64	30 （1）	27 （1）	15 （0）

熱中症による休業４日以上の死傷者数（人）の推移　※（　）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

熱中症を防ぐには、自分の体調を管理することはもちろんのこと、働く環境がどういう状態なのかを確認する必要があり、その環境に順化することが重要です。

環境の確認に有効な手段が暑さ指数（WBGT値）の活用です。

ＷＢＧＴ値を計算するのは大変ですが、WBGT測定器を使うと簡単に暑さ指数を計測できます。

WBGT測定器を活用して熱中症を予防しましょう！

測定器は（JIS B 7922）に適合したものを準備しましょう。

※WBGT値は毎日環境省が、「環境省熱中症予防情報サイト」の中で（WBGT）暑さ指数を公表しています。

詳しくは、http://www.wbgt.env.go.jp/ を参照ください。

※WBGT値はあくまで働く環境の状態を示すものです、労働者自身の体調は熱中症の発症に大きくかかわってきます。

深酒や睡眠不足を避け、体調不良の時は躊躇せず、上司や同僚に報告しておきましょう。

異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れる
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

厚生労働省・福岡労働局・労働基準監督署

（R４.４）

キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

STEP 1

□ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

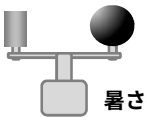

暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

□	暑さ指数を下げるための設備の設置	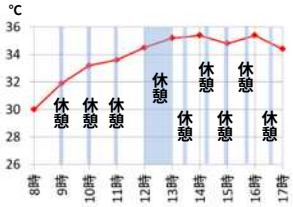
□	休憩場所の整備	
□	涼しい服装など	
□	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、**単独作業を控え**、暑さ指数に応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。
□	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。 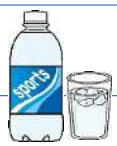
□	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。
□	健康診断結果に基づく措置	**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
□	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
□	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- □ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- **一旦作業を離れる**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（７月１日～７月31日）

梅雨明け

- □ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- □ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**

令和４年度　熱中症予防対策セミナー

主催：福岡労働局・建設労働災害防止協会・福岡産業保健総合支援センター

「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で１０人以上、４日以上仕事を休む人は、４００～５００人台で推移しています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組みを進めましょう！

福岡労働局では、福岡産業保健総合支援センターと共催で、熱中症予防のためのセミナーを開催いたします。

会場･日時

○　日時　令和４年５月12日（木）
　　14：00　～　15：30

○　会場　福岡市博多区博多駅東１丁目16番14号
　　リファレンス駅東

○　定員　100名

無料

講　演

○　内容　「熱中症の予防」
　※　熱中症のメカニズムと予防対策を説明します。

○　講師　垣内　紀亮　氏
　　(ダイハツ九州株式会社　産業医)

申込み

○　下記受付サイトから、お申し込みください。
　　定員になり次第、締め切らせていただきます。

熱中症予防対策セミナー　参加申込先

労働局･労働基準監督署説明会等受付サイト

申込先URL（受付開始４月25日～５月６日）

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

申込先QRコード

(申し込み・お問い合わせ)
◎　福岡労働局　労働基準部　健康課
所在地　〒812-0013 福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号
電話番号　０９２－４１１－４７９８

熱中症防止のための健康管理自主点検票

熱中症予防のためには、的確な熱中症予防対策を講じることが大切です。点検確認していただいた事項で、対応が十分にできていないと思われる項目がある場合には、改善を含めた対応策を検討され実施するようにしてください。

点検事項		点検欄	留意事項
管理体制	熱中症対策の内容を労働者に周知していますか	はい　いいえ	熱中症対策を作成して実施するものですが、効果を上げるためには、責任者が実施状況を日々確認していくことが重要です。
	熱中症対策の責任者を選任していますか	はい　いいえ	
	責任者、管理者は定期的に熱中症防止の巡視をしていますか	はい　いいえ	
作業環境管理	熱中症暑さ指標計、温度計、湿度計などにより測定を随時行っていますか	はい　いいえ	熱中症の発生の危険を見極めるためには、天候の条件を把握して備えることが重要です。危険が高まれば、水分等の補給ができるようにして、休憩室等で涼めるようにしておくことが必要です。
	作業場所の近隣に涼しい休憩場所を確保していますか	はい　いいえ	
	水分、塩分等が補給できるようにしていますか	はい　いいえ	
作業管理	身体作業強度が高い作業を避けるために、連続作業時間の短縮をしていますか	はい　いいえ	十分な休憩時間の確保、暑さになれない者に対する配慮、強制的な水分補給、屋外などの作業では帽子などに工夫が必要です。
	暑さに慣れるために、熱への順化期間を設けていますか	はい　いいえ	
	水分、塩分等を定期的に摂取させていますか	はい　いいえ	
	透湿性及び通気性の良い服装を着用していますか	はい　いいえ	
健康管理	睡眠不足、体調不良、前日の飲酒などの影響を把握していますか	はい　いいえ	労働者の毎日の体調管理が大事になります。
	糖尿病、高血圧等の関係の深い定期健康診断項目に所見のある者のその日の健康状態を確認していますか	はい　いいえ	
教育	労働者に対して、熱中症予防に対する教育を行っていますか	はい　いいえ	熱中症に対する知識を備えることが必要です。
救急処理	熱中症の災害が発生した場合の緊急連絡体制を整備していますか	はい　いいえ	万が一の災害発生の場合には、迅速で的確な対応ができれば、重大な事態を避けることにつながります。
	熱中症を疑う症状が現れた場合の救急措置ができるようにしていますか	はい　いいえ	

令和４年度　熱中症予防対策セミナー(会場及びZOOM配信)

主催：福岡労働局・福岡産業保健総合支援センター

「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年、全国で１０人以上、４日以上仕事を休む人は４００～５００人台で推移しています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組みを進めましょう！

福岡労働局では、福岡産業保健総合支援センターと共催で、熱中症予防のためのセミナーを開催いたします。

会場･日時

○　日時　令和４年５月24日（火）
　　１３：３０　～　１５：００

○　会場　福岡市博多区博多駅東２丁目11番1号
　　福岡合同庁舎本館５階　中会議室ＡＢ

無料

講　演

○　定員　６0名(会場)

○　視聴　ZOOM配信(定員300名)

○　内容　「熱中症の予防」
　　※　熱中症のメカニズムと予防対策を説明します。

○　講師　堀江　正知　氏
　　(産業医科大学　産業生態科学研究所　教授)

申込み

○　下記受付サイトから、お申し込みください。
　　定員になり次第、締め切らせていただきます。

○　オンライン説明会への参加にはインターネット環境が必要となります。

○　説明会の視聴にあたっては、視聴に使用する端末へのZoom アプリのインストールが推奨されます。
　　Zoom アプリがインストールされていない場合でも、一部のブラウザでの参加が可能ですが、機能が制限される場合があります。

熱中症予防対策セミナー　参加申込先

労働局･労働基準監督署説明会等受付サイト

申込先URL（受付開始5月１日～５月17日）

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

申込先QRコード

(申し込み・お問い合わせ)
◎　福岡労働局　労働基準部　健康課
所在地　〒812-0013 福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号
電話番号　０９２－４１１－４７９８

熱中症防止のための健康管理自主点検票

熱中症予防のためには、的確な熱中症予防対策を講じることが大切です。点検確認していただいた事項で、対応が十分にできていないと思われる項目がある場合には、改善を含めた対応策を検討され実施するようにしてください。

点検事項		点検欄	留意事項
管理体制	熱中症対策の内容を労働者に周知していますか	はい　いいえ	熱中症対策を作成して実施するものですが、効果を上げるためには、責任者が実施状況を日々確認していくことが重要です。
	熱中症対策の責任者を選任していますか	はい　いいえ	
	責任者、管理者は定期的に熱中症防止の巡視をしていますか	はい　いいえ	
作業環境管理	熱中症暑さ指標計、温度計、湿度計などにより測定を随時行っていますか	はい　いいえ	熱中症の発生の危険を見極めるためには、天候の条件を把握して備えることが重要です。危険が高まれば、水分等の補給ができるようにして、休憩室等で涼めるようにしておくことが必要です。
	作業場所の近隣に涼しい休憩場所を確保していますか	はい　いいえ	
	水分、塩分等が補給できるようにしていますか	はい　いいえ	
作業管理	身体作業強度が高い作業を避けるために、連続作業時間の短縮をしていますか	はい　いいえ	十分な休憩時間の確保、暑さになれない者に対する配慮、強制的な水分補給、屋外などの作業では帽子などに工夫が必要です。
	暑さに慣れるために、熱への順化期間を設けていますか	はい　いいえ	
	水分、塩分等を定期的に摂取させていますか	はい　いいえ	
	透湿性及び通気性の良い服装を着用していますか	はい　いいえ	
健康管理	睡眠不足、体調不良、前日の飲酒などの影響を把握していますか	はい　いいえ	労働者の毎日の体調管理が大事になります。
	糖尿病、高血圧等の関係の深い定期健康診断項目に所見のある者のその日の健康状態を確認していますか	はい　いいえ	
教育	労働者に対して、熱中症予防に対する教育を行っていますか	はい　いいえ	熱中症に対する知識を備えることが必要です。
救急処理	熱中症の災害が発生した場合の緊急連絡体制を整備していますか	はい　いいえ	万が一の災害発生の場合には、迅速で的確な対応ができれば、重大な事態を避けることにつながります。
	熱中症を疑う症状が現れた場合の救急措置ができるようにしていますか	はい　いいえ	

安全は 急がず焦らず怠らず

職場での安全管理は、
確認・声がけが大事！

SAFE

第95回 全国安全週間

令和4年 7/1（金）→ 7（木）

準備期間：令和4年 6/1（水）→ 30（木）

SAFE
Safer
Action
For
Employees

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会　協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

第95回 全国安全週間について

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人員的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は 急がず 焦らず 怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日（水）から30日（木）までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会　協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

労働災害例

腰痛注意

転倒注意

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/
中央労働災害防止協会	https://www.jisha.or.jp/
職場のあんぜんサイト	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/
あんぜんプロジェクト	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

- 厚生労働省 安全衛生　検索
- 中央労働災害防止協会 全国安全週間　検索
- 職場のあんぜんサイト　検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働局長定例記者会見
配　布　資　料

厚生労働省
福岡労働局

新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組（令和４年６月時点）

令 和 ４ 年 ７ 月 １ 日
厚生労働省福岡労働局

雇用確保の支援策①　雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小 ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	事業主の申請に基づき、雇用調整助成金により、休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成

●事業主の皆さまに雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めて頂けるよう、令和4年９月30日まで特例措置を実施しています。

支給対象となる事業主

○以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています
１．新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
２．最近１か月間の売上高または生産量などが**前年同月比５%以上減少**している（※）
（※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります）
３．労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります（雇用調整助成金と同様に申請できます）

助成額と助成率

○ 助成額（平均賃金額(※)×休業手当等の支払率）× 下表の助成率(1人1日あたりの上限額は下表参照)
○ 助成率・助成上限額　※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月～9月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
中小企業	業況特例(※1)【全国】 地域特例(※2)福岡県対象	4/5(10/10) 15,000円	4/5(**10/10**) **15,000円**	
大企業	原則的な措置【全国】	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
大企業	業況特例(※1)【全国】 地域特例(※2)福岡県対象	4/5(10/10) 15,000円	4/5(**10/10**) **15,000円**	

(注)括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年、前々年又は3年前同期に比べ30%以上減少している全国の事業主
（判定基礎期間の初日が令和4年4月1月以降の場合は申請の都度、売上等の生産指標の提出が必要になります。）
※2 以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等
(1)緊急事態措置の対象区域又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
(2)緊急事態措置を実施すべき期間又はまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する
※福岡県のまん延防止等重点措置に係る地域特例対象期間：令和4年1月27日から令和4年4月30日

雇用確保の支援策②
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった	労働者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給

対象者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、 (1)令和4年1月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 (2)令和4年1月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等(※１)のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者 (※１)労働契約上、労働日が明確でない労働者（シフト制、日々雇用、登録型派遣） ※雇用保険被保険者でない方も対象
支援金額の算定方法	休業前の１日当たりの平均賃金×80%×(各月の休業期間の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数) １日当たりの支給額(※2) 8,265円が上限(令和4年8月以降は変更後の基本手当日額が上限額) (※2) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については11,000円 (福岡県の特例対象期間)：令和4年1月1日から令和4年4月30日
手続内容その他	①申請方法：郵送又はオンライン申請 （労働者本人が直接申請するほか、事業主経由での申請も可能） ②必要書類：支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類、振込先口座確認書類、休業前及び休業中の賃金額を確認できる書類、（大企業の方のみ）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書及びその内容が確認できる書類 ③お問い合わせ先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276（月～金 8:30~20:00 / 土日祝 8:30~17:15）

雇用確保の支援策③
産業雇用安定助成金

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向**により労働者の雇用を維持する場合	**出向元**事業主の共同申請（出向先分も共に行う）に基づき、**出向運営経費**（賃金、教育訓練等に係る経費等）、**出向初期経費**（就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等）の一部を助成

支給対象となる「出向」

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**
② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**
※**出向の要件**
・**出向期間終了後**は**元の事業所に戻って**働くこと
・**出向元と出向先**が、資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められること**(※)
（※）**令和３年8月1日から、独立性が認められない事業主間**で実施される**出向**についても、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向については**助成対象**
・出向を受け入れるために、**出向先で別の人を離職させていない**こと

助成内容

○**出向運営経費**
出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

	中小企業(※1)	中小企業以外(※1)
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○**出向初期経費**
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 （※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※3)	各5万円/1人当たり(定額)	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行う

働く人への主な支援策①

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響等で離職、休業、シフトが減少した。今後のステップアップのため、職業訓練を受講したい	各ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響等で離職した方等を対象に、職業訓練の情報提供や受講あっせん等をワンストップで実施する「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置 **●「公共職業訓練」（離職者訓練）** 雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます **●「求職者支援訓練」** 雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます **●「求職者支援制度」への特例措置の導入**（令和５年3月末まで） ・職業訓練受講給付金の世帯収入要件の特例措置 世帯全体の収入が２５万円以下→４０万円以下 ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 全ての訓練に出席→訓練の８割以上に出席 ・働きながら社内での正社員転換等やスキルアップを目指す方も対象 雇用保険被保険者の方は対象となりません ※訓練の受講には各種条件があります。詳しくはお問合せください。	**●公共職業訓練** **●求職者支援訓練** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **ハローワーク**
・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などに関して相談したい ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かな相談対応 ・賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇・雇止め、労働条件引き下げに関する相談等	**新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4764** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

働く人への主な支援策②

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・委託を受けて個人で仕事をする方で ・新型コロナウイルス感染症に対する対応で臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う必要がある ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等小学校等を休む必要がある子どもの世話を行う必要がある	《支援の内容》 令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間において １日当たり以下の金額を定額支給 仕事ができなかった日 ／ 金額（１日当たり定額） ／ 申請期限 令和4年3月1日～令和4年3月31日 ／ 4,500円 ／ 令和4年5月31日（火）必着 令和4年4月1日～令和4年6月30日 ／ 4,500円 ／ 令和4年8月31日（水）必着 令和4年7月1日～令和4年9月30日 ／ 4,500円 ／ 令和4年11月30日（水）必着 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は 7,500円(定額)	**小学校休業等対応支援金** **（委託を受けて個人で仕事をする方向け）** **【問合せ先】** **小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター** **TEL:0120-876-187** **午前9時00分～午後9時00分（土、日、祝日を含む）** **【申請書の提出先】** **※受付：郵送のみ** **学校等休業助成金・支援金受付センター** 〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター
・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話を行うため、仕事を休まなければならない。企業に助成金を利用してもらいたい	小学校休業等対応助成金『個人申請分』等の運用 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の**働きかけ**等を行っています 労働局からの小学校休業等対応助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合**は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより**労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請**することが可能です	**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4764** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

働く人への主な支援策③

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに不安を感じている ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならない ※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和5年3月31日まで	**母性健康管理措置** **【問合せ先】** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4894** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

労災保険給付

職場で新型コロナウイルスに感染した場合は	制度・窓口など
業務によって新型コロナウイルスに感染した場合は、**労災保険給付**の対象となります **【対象となるのは】** ・感染経路が業務によることが明らかな場合 ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合 （※）例1　複数の感染者が確認された労働環境下での業務 （※）例2　顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務 ・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象 ・症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象 詳しくは厚生労働省HPのQ＆A （項目「５労災補償」）をご覧ください▶	**労災保険給付** **・療養補償給付** **・休業補償給付** **・遺族補償給付** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **労働基準監督署**

企業への主な支援策①（助成金）

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた	令和2年5月7日から令和5年３月31日までの間に ①～③全ての条件を満たした事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上支給）を整備 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知 ③当該休暇を合計して20日以上取得させた ●対象労働者１人当たり：28.5万円※１事業所当たり5人まで ※上記に加えて、上記休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金**「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」**（15万円（1事業場につき1回限り））も設けています	**両立支援等助成金** **（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・中小企業事業主が新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者に、法定の介護休業等とは別の介護のための有給休暇制度を設け、休暇を取得させた	次の①②の条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得 【助成額】　●対象労働者１人当たり 有給休暇 合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 ※１中小事業主当たり1年度5人まで	**両立支援等助成金** **（介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

企業への主な支援策②（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた ・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子ども ・新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども	**事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします** 《助成内容》 令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間において 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については　15,000円(上限) ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省HPにて確認ください ・申請書は厚生労働省HPから印刷してください 新型コロナ　休暇支援　検索	**小学校休業等対応助成金** **【問合せ先】** **小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター** **TEL:0120-876-187** **午前9時00分～午後9時00分（土、日、祝日を含む）** **【申請書の提出先】** **本社所在地を管轄する都道府県労働局** **雇用環境・均等部（室）**

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年3月1日～令和4年3月31日	9,000円	令和4年5月31日（火）必着
令和4年4月1日～令和4年6月30日	9,000円	令和4年8月31日（水）必着
令和4年7月1日～令和4年9月30日	9,000円	令和4年11月30日（水）必着

企業への主な支援策③（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に試行的に雇用	●以下の２つの要件を満たす方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主 ①紹介日において、離職している ②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している 事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、これらの紹介により、対象者を原則３か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます	**トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **ハローワーク**
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します ●支給対象事業主（次の①～⑤をすべて満たす事業主） ①雇用保険の適用事業主 ②中小企業事業主（中小企業基本法、業種・労働者数・資本金で判断） ③テレワークを新規に導入・実施する事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主 ④就業規則又は労働協約にテレワークに関する事項が未整備であること ⑤過去に国又は地方公共団体等からテレワークの導入に関する助成金の支給を受けた事業主でないこと ※助成金の詳細についてはお問合せください	**人材確保等支援助成金（テレワークコース）** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース
支給額（月額）	最大4万円（最長3か月）	最大2.5万円（最長3か月）
本人の希望	常用雇用（所定労働時間:週30時間以上）	短時間労働（所定労働時間:週20時間以上30時間未満）

企業への主な支援策④（その他）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	●テレワーク相談センター テレワークに関する様々なご相談について、無料で対応しています ●「テレワーク総合ポータルサイト」の開設 テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています	**テレワーク相談センター** **TEL:0120-861009** **午前9時00分～午後5時00分** **（土、日、祝日を除く）** **テレワーク総合ポータルサイト**
・新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となった場合	事業に係る収入に相当の減少があった場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料等の納付の猶予を受けることができます すでに特例猶予の許可を受けている場合で、猶予期間内での納付が困難な場合は、猶予期間の延長が認められる場合もあります（詳しくは相談を） ※延滞金が免除　※財産の差押えや換価が猶予	**労働保険料の納付の猶予制度** **【問合せ先】** **福岡労働局** **労働保険徴収課** **TEL:092-434-9832** **労働基準監督署** **午前8時30分～午後5時15分** **（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進 ※基本的な対策の実施状況を点検可能	**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」** **厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード**

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 （解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等）	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）
	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署４階	092(761)5600（直通）
○雇用調整助成金に関する相談	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィンクスセンタービル２階	092(402)0537（直通）
	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎１階	093(616)0860（直通）
	【相談・申請受付】　ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 【相談】　ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西		
○求人・雇用保険等に関する相談	福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所３階	092(712)8609（代表）
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル１２階	092(714)1556（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（小倉） 特別相談窓口	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル２F	093(512)0304（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（八幡） 特別相談窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	093(622)6690（直通）
○派遣労働者に関する相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館１階	092(434)9711（直通）
○母性健康管理措置等に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4894（直通）
○職場における感染拡大防止に関する相談	福岡労働局労働基準部 健康課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4798（直通）
○小学校休業等対応助成金に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）